

平成16年 8 月 9 日

第12回

「文の京」の区民憲章を考える区民会議会議録

文京区企画政策部

「開 会」(18:33)

森田会長 それでは、定刻を少し過ぎましたので、第12回の「文の京」の区民憲章を考える区民会議を開会いたします。本日は、大変お暑い中お集まりいただきましてありがとうございます。大分詰まってまいりましたのでよろしくお願いいたします。

まず最初に、本日の委員の出席状況につきまして、事務局の方からご報告をお願いいたします。久住幹事 改めまして、皆様こんばんは。暑い中お疲れさまです。

本日の委員のご出欠ですが、村松委員、それから高北委員からご欠席のご連絡をいただいております。あとの委員の方は、若干おくれていらっしゃるということでございます。

それから、本日も、席についてはランダムに設定をさせていただきました。

森田会長 では、資料の配付までご説明をお願いいたします。

久住幹事 本日の会議の資料なんですけど、ちょっと多くなってございます。

先日、本日の会議資料といたしまして、資料第32号、「文の京」の区民憲章の最終報告の案を郵送させていただいたのと、資料の33号、「文の京」の区民憲章についての区民会議の提案に関する意見・要望、及び資料第34号といたしまして、「文の京」の区民憲章最終報告の、これは冊子にしたものでございますが、こちらと同じく(案)としてお送りいたしました。お手元がない場合については事務局に準備してございますので、お申しつけいただければと思います。

それから、本日の配付資料ですが、お手元に第12回「文の京」の区民憲章を考える区民会議の次第をお配りしてございます。それと、前回確認いただきました第10回「文の京」の区民憲章を考える区民会議の会議録、それから資料33号の追加分といたしまして、資料第33号の2といたしまして追加をさせていただいているものをお配りしてございます。

それから、先ほど、前回もう既にお送りいたしました34号の冊子の方なんですけど、資料等につきまして若干修正がございまして、34号の資料編の差しかえ分、5枚つづりのものになってございます。そちらの方を席上にお配りしてございますので、ご確認をいただければというふうに思います。

修正のものにつきましては、頭に資料となっているものが、左肩のホチキスどめのもので、1、2、3、4、4が中間のまとめに対する意見・要望という形になっているものでございますのでご確認いただければと思います。ちょっと資料がわかりづらくて申しわけございませんが、ご確認いただければと思います。

資料につきましては以上でございます。

森田会長 よろしゅうございますでしょうか。

それでは、お手元の次第に基づきまして議事を進行していきたいといたします。

まず、次第の2でございまして、第10回区民憲章を考える区民会議の会議録につきまして、これについて事務局の方からご説明をお願いいたします。

久住幹事 第10回「文の京」の区民憲章を考える区民会議の会議録ですが、内容につきましては8月3日までに皆様のご確認をいただき、8月4日からシビックセンター2階の行政情報センター等で公開をいたしてございます。

以上でございます。

森田会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして次第の3で、区民会議の最終報告案についてに入りたいと思います。これについても事務局の方からご説明をお願いいたします。

久住幹事 それでは、本日お配りしたのものも含めまして、資料第32、33、34号の資料の概略のご説明をさせていただきます。何点か修正等がございますので、あわせてお願いをいたします。

まず初めに資料32号でございます。縦長のA4で、左端をとめたものでございます。

前回素案としてご議論をいただきました内容に、前回の皆様方の検討を踏まえまして、修正を加え、最終報告の案として作成をいたしました。前文から総則というような形で、その部分を抜き出しております。資料の一番後ろに、32号の表記について例示をしております。31号の素案に新たに加えたものを太字の下線つきで、それから31号から削除をしたものを二重線で、さらに31号の文章の前後を入れかえて修正をしたものを米印を付して説明をしております。

それから、大変申しわけないんですが、1ページ、資料1-1の目的のところなんですが、チェック漏れがありまして、3章のところでは区民等の権利、責務という形でご議論いただきました部分を、権利と「役割」となっておりますので、こちらは役割ではなくて、後ろの方との整合性で「責務」という形でご修正いただければというふうに思います。

それから、お配りいたしました資料の第33号でございます。区民会議の中間のまとめに関する区民からの意見・要望という形でタイトルをつけてございますが、これまで区民会議での皆様方の議論を前提といたしまして、事務局が作成をいたしました。それから、前回第9回の際に、資料の26-2で、追加としていただいた部分の、区民の方からの意見を追加したんですが、その部分を入れ忘れておりましたので、本日33-2といたしまして追加分を席上でお配りしてございます。あわせてご確認ください。

最後に資料第34号です。資料第32号の最終報告の案をもとに中間のまとめでつくりました基本となるような考え方を含めまして、最終報告の冊子の形態として調整をしたものでございます。

34号をごらんいただきながら、本日お配りいたしました左肩をとめてございます席上配付の27ページからの振ってある資料をごらんいただければと思います。

修正の部分でございますが、4「中間のまとめ」に対する意見・要望の実績となっておりますが、この「の実績」のところについて削除をしております。

それから、資料の方をおめぐりいただきまして、31ページの下に、修正の方では32ページになってございますが、16年の7月27日、皆様方の有志の方と、区議会議員の有志の方との懇談会を

設けましたので、その部分について米印を付して追加をしてございます。もう一度おめくりいただきまして、32ページと33ページのところで、このタイトルが意見・要望の実績となってございますが、この「の実績」というのを削除をしてございます。さらに33ページでは、各団体への個別説明会の実績となっておりますが、これは「説明の実績」という形でタイトルを変更してございます。説明実績という形で修正をしているものをおつけしておりますので、こちらの部分につきましては、差しかえをしていただければというふうに思っております。

資料の説明につきましては以上でございます。

森田会長 ありがとうございます。

よろしゅうございますでしょうか。一応事務局の方で最初に資料を作成していただきましたけれども、その後精査した結果、幾つかの修正点が出てきたということでございますので、それを補足させていただいたということでございます。

それでは、本日のこれからの議論の進め方でございますけれども、前回の素案についての検討に基づいて作成いたしました「文の京」の区民憲章に関する最終報告（案）の資料番号の32号でございます。これに沿って検討してまいりたいと思います。なお、資料第33号及び34号につきましても、関連する事項がございましたらご意見をいただきたいと思っております。

それでは、前回の素案からの変更点や、変更した場合の考え方について、これから事務局から資料に沿って説明をお願いしたいと思いますので、お願いいたします。

久住幹事 それでは、32号の最終報告の（案）を、どのような形で素案から（案）に直したのかということについてご説明を申し上げます。

また、最終報告の34号の冊子につきましても若干コメントさせていただければというふうに考えてございます。

まず、全体にかかわるものといたしまして表題なんですけど、前回の区民会議には素案として提示して議論を行っていただきました。そのため、今回につきましては、「文の京」の区民憲章に関する最終報告（案）という形でお示しをしております。

それから素案の中には、「地域の」ですとか、「地域社会の」、さらには「公共的な」という用語の使用がありましたので、次のような形で統一を図りました。この部分につきましては「地域社会の公共的な課題」という形で整理をいたしました。ただ、条例文としては、このまま使いますと長くなるために、1 - 2用語の定義の規定の部分で使用することといたしまして、地域社会の公共的な課題につきましては、地域の課題、もしくは公共的な課題という形で使用することといたしました。基本的には、この部分については地域の課題を使用するという形で使っております。

それから、前文に関してですが、前文につきましては、地域については地域社会として用語の統一を図りました。

2点目といたしまして、自律、律する方ですね。自律した存在と、立つ方の自立した存在の2つの意味を残した方が、区民会議の議論をより反映した前文となるのではないかと。そのために前回、「守るべきもの、育むべきものを確かめ」という部分を削除した方がいいのではないかとというご議論をいただいたんですが、こちらの「自律」と「自立」の2つの言葉を使った方がいいだろうということで、あえてこの「守るべきもの、育むべきもの」という形のものを残して文章のつながりをよくいたしました。それから、前文といたしましては、文章の流れがスムーズになるように点の打ち方、それから助詞の一部を修正をいたしました。

それから、最後に総則でございます。総則のうちの定義ですが、区の定義の中に「団体」を使用しておりましたが、団体には、住民を含む地方公共団体という意味合いと混同を招くおそれがあるのではないかと考え、団体を使わずに区の定義を表現をいたしました。

さらに協働・協治の定義を区民会議のご指摘のとおりとして修正をいたしてございます。

おめくりいただきまして、2章、基本原理のところですが。基本原理につきましては1節の2-1-1、協働・協治のところですが、この部分なんですが、協働・協治の定義には、公共的な課題の解決を図る社会のあり方という言葉が入ってございます。「各主体は、協働・協治の考え方に基づき、相互に理解を深め、それぞれの果たすべき役割と責任を分担し、助けあいながら地域社会の課題の解決をともに図ります」という形になっていたんですが、この「地域社会の解決をともに図ります」という部分と、今申し上げた「公共的な課題の解決を図る社会のあり方」というのが同語反復になっているということで、下線部分を、「自主的、自律的に活動を行います」という形で変更をして、同語反復の意味合いを避けて修正をいたしました。

さらに基本原則のところですが。2-2-1 参画と協力につきましては、用語の統一を図ったものでございます。

さらに2-2-2 情報共有の原則。用語の統一を図りました。それから、接続詞を入れて文章の流れをよくしたものでございます。

それから2-2-3 対等な立場の尊重のところですが、こちらにつきましても「地域社会」という形で用語の統一を図ってございます。

それから、3章の3-1-2 区民の責務につきましても、こちらについては用語の統一を図りました。「地域の課題」という形で統一してございます。

それから、おめくりいただきまして3-3-2でございますが、こちらにつきましても用語の統一を図り、まちづくりやというところを「地域の課題の解決」という形で統一を図ってございます。

4章に参ります。4章の4-1のところですが、「区を構成する各機関は、それぞれの責務を果たすことを通して、共通の目標である協働・協治の社会の実現を図ります」と修正いたしましたが、この部分につきましては、「それぞれの」という形で書いてありましたので、それぞれの

に対応するために「区を構成する各機関」という形でそれぞれのを説明する言葉を入れてございます。

それから議会の規定の部分に協働・協治の社会について記述がないこと、さらには地方自治の本旨は1つ前の規定にあるため、地方自治の本旨にかえまして、「協働・協治の社会」という形で入れかえてございます。

それから議会の部分を、区は議会も含みますので、区政運営という言葉は議会にはなじまないために、区政運営につきまして、その部分を「区政を」とし、運営に対応する言葉として実現します。そして「区政を実現します」という形で修正をいたしました。

おめくりいただきまして、4 - 4でございます。4 - 4につきましては、課題の解決に参画するという表現が日本語としてなじまないのではないかとこの部分から、「地域の課題に取り組む」という形で、日本語としてすっと入るような形で用語の修正をし、用語の統一をさらに図ったものでございます。

それから5章の部分ですが、5 - 1 - 3、「区民等と議員との直接対話の場の提供」は例示であるため、文章の前に移動し、それに続けて「区議会への区民参加を推進し」という、「推進し」という言葉として、文章をつなげてございます。

それから5 - 2 - 1区議会議員の責務のところですが、議会部分を参考意見から本文に入れかえたために、このような形で「区議会議員は住民からの信託に応え、広く区民と対話する等、自らの考えや活動を区民に知らせます」として、二重線で削除し、長や区職員との表現とのバランスを図って修正をいたしました。

それから6章にいかせていただきます。6 - 1のところですが、この部分なんですが、助役ですとか収入役、教育長にもこの条例が適用することを明確にするため「区長、区長の補助機関および行政委員会等の」という形で、中間のまとめのとおりこの部分を生かして加えてございます。

それから6 - 3区職員の責務につきましては、前回いろいろ議論がございましたので、区民会議でいただいた議論を反映して、「区の職員は、職務の遂行に必要な知識、技能等の向上に努め、公正かつ能率的に職務を遂行します」という形で修正をいたしました。

さらに7章です。おめくりいただきまして5ページの7章のところですが、7 - 1 - 1区政に関する情報の公開のところ。行政情報を知る権利につきましては、区民の行政情報の公開を請求する権利が広く含まれるので、一方を削除して、「区民等の行政情報を知る権利」という形でまとめてみました。

それから、区民等の区政への参画につきましては別に規定されたため、削除をしております。それで二重線のところを削除したものでございます。

それから、もう一つ「区民等との信頼関係のもとに公正で開かれた区政」という部分なんですが、ここにつきましては執行機関の責務に規定されているためにこの部分からは削除をしたもの

でございます。

それから2節の参画のところ、7-2-2のところは、提案内容の実施に当たっては、協働・協治の考え方から区だけが対応するものではなく、各主体が協働して対応することを基本としております。中間のまとめを生かしまして、語尾を「適切に対応します」として、明確に対応することを明示をいたしました。

それから7-2-3は、区民等を「各主体」として、区も含むという形にしております。

それから7-3-2、この部分、パブリックコメントとしていたんですが、前回の区民会議での議論を反映し、「区民等の意見表明」として修正をいたしました。

こちらの冊子の方なんですが、基本となる考え方につきましては削除した部分に対応するような形で削除を改めてして、この基本となる考え方について整合性を図っております。現段階でこの案をそのまま削除する部分、それから加える部分を一つの部分にまとめまして、四角の中に整理をして入れてございますので、本日の議論の中で修正等がございましたら、こちらの方をまた修正をするという形で、二重線等で削除をしている部分については、冊子の方については整理をして作成をしております。

前回の議論を踏まえまして先生方とご相談をし、修正した部分については以上でございます。

森田会長 ありがとうございます。

それでは、今ご説明がありましたけれども、これらの修正点といいますのは、前回のものについて、ご意見が出たところにつきまして、私と斎藤さんと事務局の間で相談をしてまとめさせていただいたものでございます。これにつきましては、皆さん事前にお送りして、一応ご確認をいただいているところかと思っておりますので、もうこれまでの段階でかなりの時間をかけて議論をしまいいりまして、やはりこの部分はこうすべきではないかということのご意見があれば承りますし、そうでない場合には、これまでの部分を踏まえてご確認をいただきたいというふうに思っております。

それで、事務局に伺いましたところ、事前を送付しました資料につきましては、お一方からメールでご意見が出されている、事前に出されてたということでございます。それについてご審議いただくとともに、ほかの部分についてもご確認をいただきたいと思っております。

それと、資料の33号と34号について、先ほどございましたけれども、33号につきましては、また34号の基本的な考え方、33号の意見・要望に対する見解というものにつきましては、これまでの議論を踏まえまして、先ほど基本的な考え方につきましては説明がございましたように、本文の四角の枠の中に入れない部分のようなことについてこういう意見があったということを反映する形で整理させていただいて書いたということでございます。これにつきましても、一応事前にお送りしてごらんいただけたのではないかと思います、そのことについても含めましてご議論をいただければというふうに思っております。

久住幹事 それと1点、単純な間違いでございます。修正等が多くて申しわけございません。

本日席上でお配りいたしました資料の修正の部分の32ページと書いてあるところなんですが、この間区議会議員の有志の方とお話をいたしましたのが、シビックセンターの23階の会議室になりますので、24となっておりますが、これは23の間違いですのでご訂正だけいただければと思います。

森田会長 さて、順次修正箇所についてご確認をいただきたいと思います。また、もう一度この部分についてはどうかというご意見があればおっしゃっていただきたいと思います。

ただ、その前に、あらかじめご意見を提出いただきました方に少しご説明をいただいて、その部分を先にご検討いただければと思います。全体とかかわりますので、確定できればということでございますけれども、これは藤原さんの方から出されたものですので、ご説明をいただけますでしょうか。

藤原委員 この資料を送ってきたときに、メールで協働の推進体制について意見があったら出してくださいというような内容のメールが来たので、素直に考えて出したまでのことで、今まで言っていたことなので、今まで議論の中でずっと言ってきたことで、それが却下されたわけですから今さらっていう気もしたんですが、今さらそういう出してくださいという依頼が来たものですからまた出したというだけのことなんです。

じゃあ、どこに書いてありますか、それ。

森田会長 この32の資料で言いますと、該当箇所は6ページですか、最後のページの7 - 4 - 3ですね。協働・協治推進のしくみというところです。

藤原委員 7 - 4 - 3ですね。じゃあ私が書いたものは出ていないわけなので、かいつまんで言いますと、今までしくみを具体的にいれたらどうかというようなことを何回か言ったわけで、その具体的なしくみというのは協議会とかフォーラムなどを設置するとか、区民等の中での合意形成の場をつくるというようなことを具体的に入れたらどうかというようなことを言ってきましたので、そういうことを入れたらどうかということです。それでしかも、評価機関として第三者機関をつくったらどうかというようなことを書きました。それらの協議会ですとか、フォーラムですとか、第三者機関には、委員の定数の半数以上を公募枠、半数以上の公募枠を設定したらどうかというような提案をしました。でも、余りにも具体的で、多分この期に及んで無理だと思いますので、別に強くは主張していないつもりです。

ちょっと7 - 4 - 3はあっさりし過ぎているなという気もしますけれども。

森田会長 というご説明でございますが、この34の方ですと、ここの四角の枠の中、この文章についてはかなり確定をして、条例はこれに沿う形で条例案をご検討いただくことになるわけですが、その基本となる考え方ということで、ここの意味はこういう趣旨ですよといいますが、こういうことを議論してこういう意見が出されましたということが書かれておりますが、そ

れを含めてどうですかということでお諮りしたいのですが。

今ご提案のございました点で言いますと、下の方の丸ですけれども、区の支援のもとに、情報や意見を交換し、合意形成を促進し、政策提案につなげる場などの設置というのは今ご発言のあったフォーラムであるとかそういう施策の評価機関もこの中に含まれるのかなというふうな気がいたしますが。

藤原委員 これが届く前にメールが来たもんですから、これが届いたのが私がメールを出した直後だったものですから、その辺。

森田会長 ちょっと事務的な手違いがありました。

そういうことでよろしゅうございますでしょうか。

藤原委員 無理なんでしょうということ。

森田会長 ご提案が私信ですのでお配りはしませんでしたけれども、拝見したところで言いますと、委員の定数の協議会等の半分以上が公募枠というような形で、これまでほとんど議論されていないことですので、ご提案はご提案として承っておきますし、場合によりましては条例化するなり、この制度を具体的につくる段階でまたご議論いただく可能性はあるかと思えますけれども、現段階でそこまで具体的なことを入れるということはちょっと難しいかなということでございますが。

じゃあ、よろしゅうございますでしょうか。

それでは32号に関しましていかがでございますでしょうか。修正箇所は先ほどご説明がございましたように、この資料ではどういうふうに直したかということについて、消してある部分であるとか、太字の部分であるとか、あるいは米印をつけて修正箇所が表示されておりますけれども。

私と斎藤先生も一応拝見しまして、もう一度読み直してみて、文章の流れとか内容面についてこうした方がいいのではないかというふうに申し上げまして、それで少し訂正をしたところがございます。多くの部分はいろいろ切ったり張ったりしていたものですから、文章のつながりが悪くなったり、ちょっと意味が不明確になったところがあるものですから、そこを補うための文章表現の修正が大半でございます。

いかがでございますでしょうか。

菅沼委員 訂正箇所の問題外のことですとちょっとお話ししたいんですが、資料32号の総則の1 - 1の目的でございます。区民には非常にわかりやすく理解をしてもらいたいと思うので、余りくどくど書かれると困るんじゃないかと。それで「この条例は文京区の自治の基本理念として、区民 - これを取りまして、区民あるいは主体、各主体でもいいんですが - の権利と役割ならびに区の責務を明らかにするため、協働・協治の基本的事項を定め、豊かな地域社会を実現することを目的とします」と、こうすらっと書いてみたらどうかなというふうに思いまして提案させていただきます。

森田会長 1行目の「協働・協治の考え方及び」の部分を除くということでございますね。その前の「の」から含めて。

菅沼委員 はい。

それから「地域活動団体とか、非営利活動団体、事業者」、これを消しちゃうんですね。

森田会長 いかがでしょうか。

ちょっと事務局の方からコメントを。

久住幹事 今のところは、後の法ではずっと「区民等」という形で使っているんですが、これまで議論をしてきたのは、例えば非営利活動団体や事業者も一つの主体として地域を担っていくことは大事だというご議論をいただいたので、あえて目的のところでは、この部分をくどのような形にはなるんですけれども併記をしたというような形で作っております。一応そういう形で区民等という形にしておかすという話も話したんですが、一応議論の中ではそれぞれの団体の名前を、ここで、目的のところ挙げておくことの方が区民の方にとってはインパクトがあるのではないかというご議論もありましたので、このような形で調整したものです。

菅沼委員 次に出てきますんで、余り重複しないような形で区民にちゃんと読んでいただきたいという意味を含めて、「区民」、あるいは入れるんだったら「各主体」ですね。というふうにして、それで各主体についてのまた説明もあるわけですから、目的というのはこうなんだよということをはっきりさせる意味においてもお願いしたいなと思います。

森田会長 いかがでございましょうか。

斎藤先生何かありますか。

斎藤副会長 確かに文章の流れといいですか、わかりやすさという意味では、最初の例示を区民等々とずらずらと並べるよりはまとめてしまった方がよいのかもしれませんが。

ただ、目的規定の方が定義規定より前にあります。これは普通の体裁ですね。全体をカバーするのが目的で、定義が来るわけですね。その定義のところ初めて区民等というのは何ですかというのが出てくるわけですね。だから目的規定の段階では定義づけがまだなされていない。そう考えると、そこでは、やはり個別に出しておかなければいけないのではないかという、これは非常に形式的な問題になりますが、その条例の体裁上、ちょっとそれは両方の考え方はあろうかと思えますけれども。

菅沼委員 この余りにも「協働・協治の考え方」、それから同じく「協働・協治の基本的事項」というふうに連なっているんですね。余りにもここにダブったような形でできていますので、もっと単純に、スムーズに溶け込んでもらうような形のものが欲しいという意味で、私は申し上げているんです。

斎藤副会長 今のご指摘は区民等のものともう一つの方の1行目の「協働・協治の考え方」というのと、3行目の「協働・協治の基本的事項」の重複、これが何とかもう少しわかりやすい形

にならないかということですが、ごもっともなご指摘でございます。

ただ、他方では、条例の目的が、条例全体をカバーする。条例全体についてある程度出てくる。全部が出てくるというようなことはありませんけれども、そうすると、この目的の中の1行目の基本理念としての「協働・協治の考え方」というのは、この条例で言いますと第2章、自治の理念と基本原則の部分を示していて、3行目の「協働・協治の基本的事項」というのは第7章でより具体的なところ、これを要約的にあらわしている。その基本原則としての協働・協治の考え方、それを規定する、それだけではなくて、基本的事項というのは細目まで全部定めているわけじゃありませんが、それでも考え方はより具体的な基本的事項も定めている。この両方を表現する意味で、今までの議論の流れで言いますとあえて二つ使っています。もちろんそれをもう少し両方統合するような形でわかりやすくできないのか、二度登場するのがやはりくどいし、一般区民にはわかりにくいというのであれば、何かそういうのがあればよろしいかとも思いますけれども、一応この3行でもって、条例本体の内容を順次あらわしてきていることにはなると思います。今のこの内容を擁護するとすれば、そういうことかなと思います。

菅沼委員 先生の言われるのはわかるんですよ。だけど区民がそこまで理解してくれて読んでくれるかどうか。もう少し読みやすいようにしてもらえれば、なおさら区民、区民に協力してもらわなきゃならない問題なんですから、区民に協力してもらうために、区民によくこれを理解してもらおうというために、入りやすいようなことにしていただければというふうに思います。

森田会長 ほかの方がいかがでしょうか。

宮下委員 「この条例は文京区の自治の基本理念としての協働・協治の考え方及び基本的事項を定め、区民等の権利と役割・責務、並びに区の責務を明らかにするとともに云々」という、そうすると大分文章が……。

森田会長 文章の流れはそうだと思いますけど、ここの1行目の協働・協治の考え方は、「明らかにする」の対象になっているわけですよ。

ですからこの協働・協治の考え方と役割・責務を明らかにすること、及びその協働・協治の基本事項を定め、そして豊かな地域社会を実現することと、大きな柱が2つあって、最初の明らかにする対象として協働・協治の基本的な考え方というのと責務というのが入っているわけですから、その構成そのものを変えられるかどうかというのがあります。流れはそうなんですけども、そのところはどうか。区民その他というのは、ずらずらと並べてありますのは、これは条例じゃありませんので、前後関係を見れば、次に述べる区民等でも済む話かなとも思ったんですが、そのところの構成自体を、考え方を明らかにすることと、そして権利・責務を明らかにすることというのは一つの大きな柱だとしますと、その基本事項を定めることとはまた別かなという気がいたします。そのところは確かに同語反復的なんですけども、論理的な構造から見ますと、なかなかこれはそう簡単に一本化できないのではないかなというのが私の個人的な印象で

す。

菅沼委員 「二つに分かれているんだよ、理解してくださいよ」というのは、区民の皆さんに説明するのが大変だと思うんですね。。協働・協治をお互いに区民と、それから区と議会と、協働してやっていきましょうというすんなりしたもので見てもらった方がいいんじゃないかなと思います。先生の言われるお話はごもっともなんですけども、ただそれが理解できるかどうかという問題が起こるんじゃないかなと思います。心配なんです。

森田会長 ほかの方はいかがでございましょうか。

藤原委員 区民、地域活動団体なんかというのは長いということですよ。これは区民等としてはなぜいけないんですか。

森田会長 斎藤先生の説明では、この段階では「区民等」は、まだ定義していないのでということですよ。

藤原委員 すぐ下に区民等の定義がありますよね。それで前回のときに、たしか定義の前にわかりにくいのを出したらまずいと言ったら、条例の場合はそれは構わないというようなことがあったように思うんですけども、条例の場合法律的なものなので、そういうルールがあるとすればもしここは区民等でもいいかなというふうに思うんですけど。

斎藤副会長 私が申し上げましたのは、法律なり条例である言葉を使う。そうすると、その定義規定というのが必要になるものがあります。通常は定義規定が最初にあって、この条例なり法律で、こういう言葉を使うときはこういう意味なんだというのが定義規定以下の、内容については定義規定がまず最初にありますからわかるわけです。ところが目的規定だけは、それより先に来ているものですから、そこでじゃあ使われている用語は一体どういう内容なのかというのは次を見なきゃわかんない。次を見ればいいじゃないかというのが、それは考え方としてあり得ると思います。ただ通常は、例えばそこで「区民等」と裸で出てきた場合には、一体それはどういう定義なんだということで、例えば括弧書きをして、ここでいう区民等というのはこれこれを言うというのを同じ条文の中に入れてたりするわけです。ただそうすると余りにもくどくなってしまうので、それよりは具体例を挙げておくのが目的規定のところではいいのではないかという話でして、ただ、これはどちらが絶対というものではないと思います。

森田会長 どういたしましょうか。ちょっと文章表現でいろいろ工夫できるかなと思いますので、ご意見があれば承りたいと思います。

久住幹事 条例として作成いたしますので、前々回の議論の中でもわかりやすさと、それから条文としての正確さを両立させなければいけないというご指摘もありました。

菅沼委員のおっしゃっている部分につきましては、中心的には今後事務局がどのような形で区民の方にこの部分を説明をしていくのか、わかりやすい資料をつくったり、区報等で説明をしていく責務を負うような形になると思ってございます。ですから条例としてしっかりとしたものを

つくって、それをわかりやすくかみ砕いて皆さんにお知らせをしていかなければいけないと思います。前々回、中間のまとめを区報でお知らせしたときに、わかりやすさというよりも正確さを期して、中間のまとめをそのまま区報に載せた部分があったんですが、あれもなかなかわかりにくいというご指摘もいただいているところです。ですから、今の菅沼委員のご指摘なども踏まえて、今後私ども事務局が、これを区民の方にご説明申し上げるときには、イラストですとか文章等を、このまま使うのではなくて、わかりやすくかみ砕いてという、かみ砕いてという言い方は失礼に当たると思いますが、わかりやすく説明するような形で取り組んでいきたいなど、そのような形で思っておりますので、その辺の条例の正確さとわかりやすさというのは、一方では事務局が説明をする、わかりやすく説明をする責任を果たしていくことで部分的には解消していけるのかなというふうにも思っております。

森田会長 よろしゅうございますか。

菅沼委員 今の件はそれで結構です。

もう一つ、ぶり返すようで申しわけないんですが、せっかくもうまとめの段階に入ってきておるんで言いたくないんですが、やっぱり1ページの区民のこの説明なんですが、「区内に住む人、それから働く人、学ぶ人をいいます」、これはどうでしょうか私は前の、何回か休んでおるんですが、そのときは、もう住民主体だということをお願いしておったんですが、この働く人、学ぶ人を入れますと、それでは入院患者、病院に入院している人はどうなのか、老健施設に入っている人たちはどうなのかというようなことまでここに入れなきゃいけないんじゃないかという問題が出てきます。それで、区民と、それから区民でない方の分け方というのも、現在文京区の中では、いろいろな問題が、分けておかなきゃならない問題がいろいろあると思うんです。これは執行部でも相当問題になるんじゃないかということで、私はもう一度懸念申し上げておきます。

以上です。

森田会長 ありがとうございます。

ある意味でそれは本質にかかわることですけれども、今までの議論としましては、単に住民票を置いている方だけではなくに、実際昼間人口もかなり多いわけですから、そういう方たちの参加ということも含めておりますし、それを前提にしまして、区内で活動される事業者の方もここに一応主体として入れているということでございますけれども、その前提そのものを変えるということは、ちょっと現段階では、また議論を蒸し返すことになりかねないと思います。したがって、もしそこのところを何らかの、おっしゃいましたように入院患者はどうかというようなことも含めますと、文章上、これはどういう形で修正が可能でしょうか。

もう、現段階になりますとその辺具体的にご提案をいただく段階かなと思っているもんですから。

菅沼委員 だからこれを、働く人、学ぶ人をカットしたらどうかなと思います。

森田会長 住む人までを入れて、その後をカットするということでしょうか。

菅沼委員 区内の住民ですね。その後はもう働く人、学ぶ人は、一応カットしておく。

森田会長 先ほど言いましたように、住む人の意味にもよりますけれども、これまで既に皆さん合意してきたことをもう一度蒸し返すといえますか、考え直すことになりかねないんです。

菅沼委員 これはむしろ私どもよりかも執行部の方で問題が多いんじゃないかなと思って私は提案させてもらったわけです。

森田会長 いかがでございますか。

宮下委員 実際問題としては、例えば一定何か具体的な事業があったとして、その事業の対象者については、具体的な定義を決めて行いますので、そういう場合は例えば当然住民票を持っている人とか、具体的に決めていきますので、事業執行上は、その辺を十分踏まえていればできるだろうと思います。

また、逆に働く人とか学ぶ人を取ってしまいますと、現実にはいろいろな区政を進めていく中で、現に文京区の大学とかそういうところに通学している学生さんとか、あるいは防災なんかの関係でも、会社に勤めている人たちの協力も得ようというような考え方もありますので、余りそういう部分を排除しない方が、むしろ執行機関としてはやりやすいかなという気はしております。

要するに住民登録している人だけが区民だよという方が、むしろいろいろな問題が、実際の行政をやっていく中で起こってくるのではないかなというふうには思っております。

菅沼委員 それなら結構ですが、要するにこの憲章という問題が表へ出される。そうすると、こういう人たちもわしも区民だよということと言われた場合に、その対応を十分していただければ結構だと思います。

宮下委員 もしそういうご懸念があるということであれば、例えばこの最終報告の中の基本となる考え方の中で、もう少し区民という、なぜ区民をこうしたのかという考え方を言って、表記していくようなことをしておいて、この条例の意味する区民というのはどういうことを言っているのかということを確認しておくのもいいのかもしれないですね。基本的にはやっぱり、むしろ排除する方がいろいろ問題が起こってくるかなという認識は持っていますけど。

菅沼委員 結構です。

森田会長 よろしゅうございますでしょうか。

宮下委員 前の話題の件なんで、私もちょっと言おうかなと思っていたんですが、菅沼委員がおっしゃっている部分があるんで、例えばこの最終報告なんですけど、どういうわけか、この総則の目的だけ基本となる考え方がないんです。ここだけ。だからここで会長や副会長に解説していただいた部分を文章化して入れておくということで、大分わかりやすくなるんじゃないかなという気はいたしますけれど。

森田会長 よろしゅうございますでしょうか。では。ありがとうございます。

それでは、その次の2ページ目以降はいかがでございましょうか。

藤原委員 すみません。前文のところについて意見があるんですがよろしいでしょうか。

前回もちょっと言ったんですが、第2パラグラフのところはすごく何か違和感があるんですよ。皆さん読んでいただいて、多分国語的におかしいとお思いになる方が多いんじゃないかと思うんですけども、まず「私たちが」で始まって、その次、「すべての人々」というのはこの私たちとは違うのか、また次に私たちが出て、これはまた前の私たちとかすべての人々とは違うのかとか、すごく国語的には不明確、不正確じゃないかなというふうに思うんです。しかも長ったらしいと思うんです。

提案としては、最初の部分、私たちが暮らすためにはまでを取ってしまって、「この地に住み、学び活動するすべての人々が」から始めて、もしどうしても文化的にという部分を入れたいんだったら、最後に「自立した存在として、互いに合意を形成し、協力し合うことによって、良好な関係や文化的な幸せな生活ができます」というような逆に持っていくか、何かちょっとすごく不正確な文章じゃないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

松本委員 この件について、私も非常にそう思いました。主語がどれなんだろうとかって思って、「考えます」まで、だれが考えるんだろうとかって、ちょっとすごく難しい感じがしました。前に話したかったことで、目的のところでも言いたかったんですけども、とにかく一つの文章が長いと思うんです。これを二つに分けるとすごく大変だというのも今考えてみて、難しいというのがよくわかったんです。

ちょっと話をごちゃごちゃになりますが、目的のところはむしろ、長いながらもすごく上手にまとめたなと思ったのが私の印象です。

わかりにくい部分は、せめて前文は、中学生が読んでも非常にわかりやすいような、中学生対象の前文にして、そして目的はこれでというふうに考えて、目的以降、総則以降は非常にうまく長い文章を、わかりにくい文章をまとめたと思いますので、もうちょっと易しい、わかりやすい、読む気になる前文ということを提案したいんですけど。

森田会長 具代的にどういうことをご提案されますか。

松本委員 まず藤原さんもおっしゃったように、2番目のセンテンスでいきますと、「ためには」までカットですね。なぜかと言いますと、目標にする、私たちの幸せな町というのを、その文章、その文章にちょっとずつ入れているところが、かえって話が見えにくくなっていると思うんです。例えば最初の文章で、「文京区は歴史的、文化的」というふうになっていますよね、地域ですと。こういうのをさらに発展させたいというふうに簡潔に言っているわけなので、もうそのあとは「良好な関係を維持しながら文化的にしあわせに暮らすためには」というのは、これはもう理想的なまちづくりの目標だと思うんです。ですからこれはもうまとめちゃって、この辺は

……。

藤原委員 最後「真に潤い」とかあるしね。

松本委員 また出てくるんですね。むしろ逆に、まずそこをカットする。それからその次のセンテンス……。

藤原委員 これもカットして、私たちは、守るべきもの……。

松本委員 とりあえず私として自信持てるのはというか、提案したいのは、まず「ためには」までカットですね。

それからその下なんです、まだこれはちょっとゆっくり考えていないんですが、3番目も、「ためには」というのが二つ「ため」が出てくるんですね。これは全体的に前文に四つ「ため」が出てくるんです。これは確かに目的を言うことをはっきりさせたいので使っていいんですが、むしろ効果的に使うために削ったらどうかと思います。

例えば3行目にいきますと、ちょっと読みますが、「そして地域社会を豊かなものにするためには」と、これも要らないと思うんだけど、区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者、区がというところからカットして、「住民自治の原則を共有することが大切です」と言っちゃっていいんじゃないかと思いました。

それからその下ですが、「私たちは、この原則を、ともに協力して地域社会の課題を解決するという意味で「協働・協治」と呼び、「文の京」文京区の理念として位置づけます」。

とりあえずその辺提案させていただきます。

森田会長 確認のためにもう一度お願いいたします。

松本委員 たたき台として2番目いきます。「この地に住み」から始まって、「互いに合意を形成し、協力し合うことが必要です」。

それから3番目は、「そして地域社会を豊かなものにするためには、区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者、区が　そこからカットですね。住民自治の原則を共有することが大切です。そして私たちはこの原則を、ともに協力して地域社会の課題を解決するという意味で、「協働・協治」と呼び」、あとは同じです。

森田会長 3番目のパラグラフの「そして」のためには、先ほどは削除とおっしゃったんですけど、どうなんでしょうか。

松本委員 2番目の方のためにはまでが削除です。

森田会長 3番目のそして、地域社会を豊かなものにする……。

松本委員 そこは残して、そして2行目の、「相互に協力し、地域社会の課題を解決するための」をカットです。

2行目の真ん中です。「区が」というところの後です。「相互に」からカットです。

「大切と考える」の方がやわらかいのかもしれないんですけど。「考えます」が二つあるのが気になった。

森田会長 4番目のパラグラフは、これは。

松本委員 4番目の方は、前にカットした「地域社会の課題を解決するための」というところをやっぱり生かしたいと思ひまして、それから「ともに活動し」というのは、何かちょっとイメージがわからなかったの、じゃあ4番目はちょっともう一度最初から申しますと、「私たちは」というところで、この原則を後にもっていきます。「私たちはともに協力して、地域社会の課題を解決するという意味で、この原則を「協働・協治」と呼び、「文の京」文京区の自治の理念として位置づけます」とします。

森田会長 藤原さんはいかがですか。

藤原委員 さっきちょっと変なことを言ってしまったけど、「私たちは、守るべきもの、育むべきものを確かめ」、というのはやはり要らないような気がするんです。「自律した存在として尊重されるとともに、自立した存在として」、字が違うわけですから、「存在として互いに合意を形成し、協力し合うことが必要と考へます」。主語は、ごめんなさい「私たちは」は入れますよ。最初。だから、私たちは、必要と考へます。そこに「私たち」を入れてもいいのかな。「協力し合うことが必要と私たちは考へます」とするか、「自律した存在」と「自立した存在」というのの字が違うのの間に、この「守るべき、育むべき」とかいうのが必要だというようなことだったんですが、何かくどいだけで必要がないような気がしたんです。

森田会長 まず、本来ならば、手続的に言いますと、一応前回までに合意いただいたことについての修正ですので、まずそのこと自体を議論するかどうかということもお諮りしなければいけないんですけども、かなりもう具体的な提案に入っておりますので、そのことも含めて何かございますか。

名方委員 これは私も具体案をご提案したのがあるので、基本的には僕はもっとシンプルでいいと思ったんで提案したんですけど、ご議論が出ているんで、私も一つ、こうしたらいいのかなと。よろしいですか。

最初の1行は要らない。私たちのまち文京区は歴史的文化遗产に恵まれた緑豊かな、こんなのは説明ですから要らない。「文京区に集う」から始まって、その次の2つのパラグラフは、やはり目的が明確だからこれはこのままでよろしいと思うんです。要するに、「文京区に集う私たちは、文化の香り高いまち文京区を誇りとし、可能性の富んだこの地を将来に向かってさらに発展させたいと願っています」。これはオーケー。

次に、私たちが良好な環境を維持しながら真に文化的にしあわせに暮らすためには云々かんぬんと書いてあるんで、「文化的にしあわせに暮らすためだ」ということをまず大きく目的にしていますね。そして次も、そして、「地域社会を豊かなものにするためには」と書いてありますから、この二つはもうよろしいんじゃないかと思ひます。

3つ目も、ですから「この原則を、ともに地域社会の課題を解決するという意味で、「協働・

協治」と呼び、「文の京」文京区の自治の理念として位置づけます」。ここはだから、基本的にはオーケーで、最初の、1行の最初のところは要らないんじゃないか。

その後、「以上の目的のために文京区の自治に関する基本条例としてこの条例を定めます」と言って、ここをもっとすっきりすればそれでいいんじゃないかなというふうに思ったんですけど。

藤原委員 最後の方をカットしちゃうわけですか。

名方委員 やっぱり目的は明確だから、「しあわせに暮らすために」というのと、「豊かなものにするために」と明確に書いていますから、僕はもう一回よく読んでみたらこれで十分目的が明快だからいいと思うんで、あと文言のところだけ、最初の文章なんか文化的遺産に恵まれた豊かな地域、これは別に説明する必要はないと思うんで、むしろそれはカットすればいいかな。最後のところだけこういう目的でやったんで、だから自治条例を定めますとした方がよりベターかなと思ったんで、あえて申し上げました。

森田会長 いろいろな意見が出ておりますけれどもいかがいたしましょうか。

松本委員 そんないろいろな意見じゃないと思うんです。言っていることは同じことで、目的を、こういうまちにしたいということをちゃんと行って、そしてシンプルにしていけばいいんじゃないかということだと思います。

ただ、誇りにしたいのは、私としては、文化遺産に恵まれた緑豊かな地域というのを誇りにしたいと思っております。

森田会長 いかがいたしましょうか。

山田委員 別に第3案を出すつもりはなくて、一つだけ注意したいなと思っているのは、ここで言いたいのは結局、この原則、協働・協治のその説明がきちりここで押さえられているかということで、それについては2ページの2 - 1 - 1協働・協治の、互いに理解して、自主的、自立的な活動を行うとか、後その上の方の、地域社会の公共的な課題解決を図っていきますと。協働で。ここら辺の考え方がこの前文でも最初に出てきちゃうんで、そこら辺は押さえおきたいなと思うんです。ということはどういうことかと言うと、先ほど相互に協力し、地域社会の課題を解決するためのということをカットした方がいいとかと書いたんですが、これは定義にかかわる部分なんで、余りここまでカットするのはどうかなという。ですから、必要な話のこの原則と書いてあるんですから、原則は何かという部分だけは残しておいて、あとはすっきりするならしていただいていいのかなというのが全体の話かなと。

多分、もう各委員の方の意見はこんな形かなと思いますので、あとは、多分きょうがあって最終回があると思いますけれども、意見はもう会長に一任という形で事務局と会長の方で整理していただいてもいいタイミングかなと思うんですが。

ですからきょうは限りある時間、なるべく建設的な意見を、あと気がついたところが結構ありますので、それは指摘はするなりして、あとは事務局と会長への一任という形にしたいと思いま

すけど。

森田会長 という大変ありがたいご提案がございましたけども、いかがでございましょうか。

藤原委員 前回は指摘したつもりだったんですけど全然変わっていないので言ったまでです。

森田会長 守るべきもののところですか。

このところはちょっと私の方で検討させていただいたところ、やっぱり「自律した存在として尊重されるとともに、私たちは自立した存在として互いに合意を形成し」、ということになりますと、ちょっと自立した存在というのが字が違うんですけども、やはりこれはある意味で、少しくどいのではないか。むしろ守るべきもの、育むべきものを確かめ、そこで確かめた上で、自立した存在として合意を形成し、協力し合うという趣旨ではないか、その意味で、文章の流れからこの部分を残してはと思います。あるいは削除するならば、後の自立した存在としても取ってしまった方がいいのではないかという意見もあったものですから、原案をそのまま出させていただいたということなんです。

藤原委員 この「すべての人々」か、その次の「私たち」か、何かどっちかは、やっぱり両方あるとおかしいですね。やっぱり。

森田会長 この文章自体の私の理解としましては、最初の私たちが何々するためには、尊重されるとともにというこれとは、並列的に互いに合意を形成し、協力し合うことが必要と考えますですから、文章全体の主語はことになるんです。そのことを受けて、ことの内容として尊重されることと、合意を形成し協力し合うことがあると。その最初に目的がかかりますから、それぞれ文法的に言うと節が別であって、その別の節にそれぞれの主語がついているというふうに理解できるのではないかというふうに読んだんですけど。

したがいまして、ちょっと誤解を招きかねないのは、最初の「私たちが」の後に点が打ってあるものですから、これが最後の「考えます」にかかってしまうと、ちょっと読み方として変になるのかなと。そういうふうに読むとしますと、おっしゃるように最初の「私たちが」というのは2つの修飾語に対する主語になりかねないので。

藤原委員 非常になんかわかりにくい悪文のような気がするんです。

森田会長 そういうご意見もあろうかと思えますけど、これは皆様のいろいろなご意見を反映しながら切ったり張ったりしているうちにこういう形になったものですから、そのところはどなたかの名文を最後まで頑張って貫くか、微修正にとどめるかというやり方もあったわけがございますけども、なるべく多くの方の意見を尊重しつつ、意見の違うところはだんだん削っていったらこういうふうになってきたのかなという気もいたしますが。

これにつきましては、一つ申し上げておきますと、条例そのものにつける前文では必ずしもありませんので、ある意味で言いますと、言葉の厳密さよりも、もう少しメッセージ性を持たせた方がいいのかなという気もしないではございません。ただ、そのところを踏まえた上でこうい

う形に今まで合意がなされてきたということだと思いますので、余り厳密な言葉遣いとか関係よりも、むしろ趣旨を少し明確に表現するような形の方がいいのかなと。そうも思われますので、余り厳密に考えなくて、ぱっと聞いたときの印象としてどうなのかというのが大切ではないかと思います。それがわかりにくいとおっしゃるならばもうちょっと文章上の工夫はあり得るかと思えます。

それでは、今山田さんの方からご提案がございましたけれども、きょうの趣旨を踏まえまして、もう一度文章の表現その他わかりやすく、具体的なご提案も踏まえた上で、私と副会長と事務局の方で検討させていただいてよろしゅうございますでしょうか。

それにつきましては、一応ご意見を事前にお諮りいたしますけども、原則として最終的な判断はお任せいただきたいと思えます。よろしゅうございますでしょうか。

それでは2ページ以下いかがでございましょう。

山田委員 そういう前提で気軽にちょっといろいろと。

基本的には語句のレベルなのでちょっとご検討いただければと思えますが、事務局の方で割と地域の課題ということで公共の課題とかいった語句を整理はされているのかなと思っているんですが、1箇所ちょっと気になったのは、1ページ下の方で、非営利活動団体のところで、ここだけ「公共的な課題」ということで地域を外した。多分、目的的に集まっているグループなんで、地域という言葉は合わないのかなということ、そう整理されているのかなと思えますが、3ページ、3-3-2で非営利活動団体の責務のところ、ここでは「地域の課題の解決」と書いてあって、あえてここだけ公共的にしたのにこちらとの整合はどういう点かなという。ここは何か意図があってでしょうか。

斎藤副会長 後半部分の3-3-2の非営利活動団体について定義のところでは「公共的」としながらここでは「地域の課題」となっているのは、それはこの条例が目的とするところ、つまり協働・協治というのはやはり地域の課題である。したがって、その条例の中では、非営利活動団体の責務も地域の課題の解決に取り組んでくださいということで、そこはあえて「地域の課題」にしている、なおかつ地域にとらわれない活動もやっているじゃないかということについては、その前の語句、「自らの目的に沿った活動」と。自らの活動を行いつつ地域の活動に取り組んでくださいよということで整合性をとっているつもりではあります。

山田委員 わかりました。

森田会長 よろしいですか。

では、ほかにいかがでございましょうか。

山田委員 あと、どこまでこれ、切ってやりますか。

森田会長 一応これまで、前回ご意見いただいたところと気がついたところだけ修正いたしましたけども、それ以外のところにつきましては、私の立場としては一応ご了解いただいたものと

いうふうに思っておりますので、そこについて更なる修正がある場合にはもちろん合理的な根拠があれば結構でございますけども。

山田委員 4ページにちょっと飛びまして、区議会の責務。区議会はやっぱり議論をしていないので、なかなかこれは個人的にはどうかなというところもあるんですが、まず、これも表現だけなんですけど、5-1-2で、「区民の意思を掌握し」という、掌握という表現がいいのかなという。これは下の方では、どこでしたっけ、「意向を把握し」とかという、「把握」は普通かなと。「掌握」は特にこれを使ったという何か意図があれば。

森田会長 事務局の方、何かございますか。

久住幹事 中間のまとめのところ、お持ちでしたら29ページ、5-2-2のところ、掌握しという形でご提案をいただいていたんで、そのまま持ってきたという形なんで、特に……。

山田委員 ですからこういうところでも余りチェックしていないのでどうかなと。過去は別としてこの表現がいいかどうかというのはどうなんでしょうか。

森田会長 中間報告のご提案ですけど、今も、私も、ご指摘がありましたけども、下の基本的な考え方で把握と書いてあるものですから、ここはよろしければ把握にしましょう。変換ミスかもしれない。

山田委員 それとあと、議会のところなんですけど、5-1-2で区民の意思の集約ですけれども、書いてあるものは、意見を、「意思の把握と反映」かなと思うんですが。何か集約という行為ができるのかなというのと、なかなかこれも掌握と同じなんですけれども、ちょっときつい感じがするのですがいかがでしょうか。

名方委員 「尊重し」じゃまずいですか。

森田会長 今の「掌握し」のところですか。

いかがでしょうか。

名方委員 把握も同じようなものでしょう。

今の山田さんの意見からすれば、尊重した上で……。

菅沼委員 意見が出てくる。意見が出てきたものを尊重して、それを議会にかけるということでしょうか。

山田委員 できれば何か積極的なアクションのにおいを残した方がいいのかな。把握というのは一生懸命把握する行為が……。

藤原委員 たしか集約と書いたと思うんですが。

名方委員 集約の方がいい……。

山田委員 集約って難しいですよ。実際問題。どう集約する……。

藤原委員 でも、集めようとする。だって全部集めなかったら集約と言っちゃいけないということもないでしょう。

山田委員 そうじゃないですけど、何をもちて集約と言えるかというのはなかなか難しそう。いかがですか。

森田会長 いかがでございますか。

名方委員 文章でこれがいいんじゃないですか。じゃあ、「区民の意思を反映し、その意思を尊重するように努めます」と。これでは当たり前ですけど。

森田会長 「尊重するように努めます」ですと、尊重しなくてもいいという解釈も出てくるんですけれども。

名方委員 尊重すればいいと。反映させればいいと。

斎藤副会長 もう少しその問題をはっきりさせるために、一つには、5 - 1 - 2の項目の方では意思の集約という言葉が使われている。そして本文の方では掌握となっていて、ただここは先ほどのご提案で第一段階の提案としては掌握よりは把握の方がいいのではないかと。なおかつ反映というのがあって、さらに尊重というのをどうするかというのがありますが、把握と掌握で、どちらの語感が日本語としてより望ましいかというのは、普通は把握かなという気はいたしますが、その上で、この本文の方は、例えば選挙による投票それだけではなくて、常に活動において区民がどういう意思を持っているのかを集める、それこそ把握する。まず把握して、それを議事なり決定に反映するという、一応プロセスとして、意思を把握する、それから反映するという、二つのことを含んでいるわけですね。それとそのタイトルの集約というのが、これがマッチしているかどうか。その両方を要約すると「集約」という言葉になるのか、それとも例えば本文をそのままに、「区民の意思の把握と反映」とかそういうふうにするか、あり得ると思うんですけども。それにさらに尊重を加えるということにつきましては、会長の指摘もありますように、それこそ選挙というプロセスを通じて、そういう住民の意思を尊重するのは当然というか、そういう考え方もありますので、そこを入れるかどうかという、もう一つの要素があるということだと思います。

名方委員 結構です。今の先生のご意見で非常によろしいと。

森田会長 では、掌握を把握に直すということで。

ほかにいかがでございましょうか。

山田委員 もう一点区議会のところの5 - 1 - 3なんですけれども、1つ目の白丸で、区議会は、区民等と議員との直接対話の場の提供を行うことが区議会への区民参加イコールなのかどうか。もっと言ってしまえば、区議会の区民参加とは何ぞやというところが、実は読み直してみると、区議会に区民って参加できるのかということを言うと。区議会は意思決定のいろいろな検討プロセスですし、ある意味では代議員的に出していますから、この5 - 1 - 3のタイトルにもこれは影響するんですが、区議会への区民参画というのは果たして存在するのかどうか。

もし、文章としては直接対話の場は必要だということ自身は前から私も言っていましたように

非常にいいことなんで、タイトルを本当に区民参加じゃなくて、たとえば区民の理解の促進とか推進とか、議会についての区民の理解の促進をしてもらおうということなのかなと。ここで言っている話は、二つ目の白丸もそうですけれども。特にそうですけれど。というのはちょっとまた読み返して気になった点なんですけど。

森田会長 ありがとうございます。

この部分につきましては、ちょっと私も最初の文章で、区議会への区民参加と直接対話の場の提供というのとどう違うんだという議論があったものですから、少し内容を整理してみました。一つのあり方としては直接対話の場を提供するということはあるだろう。さらに将来的には、もっとほかの方法もあり得るかもしれないということで、「等、区議会への区民参加を推進し」という形にして、少し将来開かれた可能性というものを残してもいいのではないかなと、かように考えたところです。ただちょっと気がつきませんでしたけども、タイトルの方の「区民参画」と、本文中は「区民参加」になっているわけですね。これは、今のご提案ですと、むしろタイトルの方を修正したらというご提案ですね。

山田委員 表現も、議会に区民参加する行為ということはどういうことかなということ。

藤原委員 最初に書いたときに考えていたのは、参加という感じで、参画というのはちょっと無理かなと思いますけど、参加ということは審議に直接参考人のような形で参加したり、議員じゃない区民が議会に行っている意見を言えるようなことも将来できるんじゃないかなというようにことを想定して書きました。

斎藤副会長 藤原委員のおっしゃるとおりでして、これは基本的な考え方、冊子の方の16ページの基本的な考え方の四つ目の丸ですよ。理解を深めるための夜間議会の開催というのは、これは直接の参加ではありませんが、公聴会制度とか、ここには書いておりませんが、参考人の制度がございますし、審議会、委員会に住民が関与するというあり方は、現在の法制度のもとでもある程度は可能ですし、今後はもっと進めるべきであろう。これは町議会、区議会だけでなく、県議会市議会を通じて、議会の方でそういうふうにもっと住民に開かれた制度をつくらなきゃならないという機運は徐々にではあれできてきて、議会の団体、地方団体、6団体のうちの議会団体についてもそういう方向での検討を進めているところです。ですから、区議会への区民参加なり参画というのが現行法でもあり得ますので、山田委員のおっしゃる理解というふうに変える必要は必ずしもないのかなというのが私の感触です。

それと「参加」と「参画」、これはちょっと私も見落としで申しわけないんですが、整合性が項目と本文でとれておりません。これは執行部についての部分では、これは参画という言葉を使っていて、そこと同じ協働・協治を目指すのであればそこと同じだということであれば参画と、区民参画ということでそろえてもいいのではないかと考えますけれど。

森田会長 山田さんのご意見は、区議会への区民参画というタイトル自体をもうちょっと変え

た方がいいというご趣旨だったというふうに理解したんですけど、そういうことでしょうか。

山田委員 基本的にはそういうことです。あと……。

森田会長 特に参加と参画は、もしこのままの形にするとしたらどちらかに統一すればいいということですね。

山田委員 もしそういうことであれば、例えば例示とかで公聴会制度とか、もう少しそちらの方にその記述を足していった方がいいのかなという気がするんですけど。この例示と、あと二つ目の丸というのが、あくまでも、議会をもう少し開かれたものにしましょうとか、議会の理解を進めましょうという中身の表現にこの白丸二つはなっているというのが僕個人の感触なんですけれども、そうでもなく、そこら辺もちゃんと、確かに基本的考え方にはそこら辺の説明が全部書いてあるなどというのはわかるんですが、この二つの白丸で、区議会への区民参画というふうに、タイトルとして読めるのかという。

森田会長 であれば、タイトルの方を開かれた区議会の推進とか、実現などが考えられます。

山田委員 タイトルは、開かれた区議会の推進とか。

森田会長 それでよろしいですか。

名方委員 わかりやすいですね。

斎藤副会長 開かれた区議会への推進ですね。

山田委員 あと、参考人でいくというのは、参加するための参考人ではなくて、呼ばれて話すという部分で、参画という感じではないのかなという気もするんですけど。

参画というのはある意思を持って行って、そこで何か政策の検討プロセスに影響を及ぼしていくみたいな行為ですよ。参画というのは。

森田会長 そこまでちょっと議会に対して言えるかどうかは微妙なところですね。

山田委員 それはちょっと無理なのかなと思ってしまして……。

森田会長 では、今のところはじゃあタイトルだけ開かれた区議会への推進にして、あとはよろしいでしょうか。集約されたところはそうなるかなと思いますけど。

それではほかはいかがでございましょうか。

名方委員 質問いいですか。

その次の5 - 2 - 1のところで、二重線で政策立案能力や審議能力の向上に努めというのをカットしたのは、さっきちょっとご説明があったと思うんですけどもう一回確認をしたいなと思ひまして。

久住幹事 この部分でカットしたのは、区長の責務や区職員の責務等と統一性を図るためという形で落としたものでございます。

名方委員 ということはどういうことですか。区議会議員という者は、政策立案能力や審議能力の向上に努めるべきでない。

森田会長 書くまでもなく当然のことであるということでしょう。これは区長についても、執行機関についても、そう書くまでもなく当然のことである。

名方委員 だからあえて言う必要はないと。

でも、何か言いたい気持ちもありますよね。

佐藤委員 区議会議員有志との意見交換会に私も出たんですが、その中で幾つか意見が出ていたと思います。大体はその場で解決が図られたと思っていますが、1箇所前文の中の、ちょっとまた前文に戻っちゃって恐縮なんですけれども、一番最初だから目につきやすいのかなとも思うんですが、第1パラグラフの中、「可能性に富んだ」というところで、「可能性に富んだ」と言っても何の可能性かわからないというご意見の議員の方がいらっしまったと思います。ここはどういう解決が図られたのか、確認のため説明をお願いします。

久住幹事 先ほどから議論にありますように、前文についてはこれまでの思いといたしますが、そういったメッセージ性をということで、文京区そのものが区民参画を進めてきた実績等によって、住民自治をつくり得る可能性に富んでいる部分が多々あるのではないかと。そういうような意味合いで、可能性に富んだというような部分を残しております。

ただ、細かくはこの部分については非常に詰めた議論ということではなくて、そのような形かなというぐらいで漠然と考えている程度ですけども、そのくらいなんじゃないかなというふうにも思っております。

佐藤委員 そうすると、住民自治の可能性というような意味でここは読むということでしょうか。

久住幹事 そうというような意味合いで、この前に進めてきました区民会議の中でも、一番最後のところに、なかなか責任を持った行動をとることは難しいと考える。ただ、文京区の作成してきた自治を進めてきた中ではあながち難しくもないでしょうという、この青い冊子の方の最後の方なんですけど、そういった言い方をしております。例えば、「公的な視点に立って考えや意見を述べ行動するということは 58ページですが、団体や事業者の自主性に基いてなされるもので、容易なことではありません。そうした活動こそが住民自治そのものであるとわかっている、実際の場面でおのこの役割と責務を認識し、それを果たすことに難しさを感じる人は多いでしょう」と。その中で、ただ文京区では、これまで取り組んできた協働の実績から可能でしょうというような言い方もしておりますので、そういった意味合いでこの可能性に富んだというのを使ってもいいのかなというふうにも認識しているところです。またちょっとその部分については皆さんで議論いただければと思いますけど。

佐藤委員 趣旨はわかりましたが、ちょっと「可能性」というこの文言だけでそこを読み込むのは結構難しいかなと思います。今おっしゃったようなことであれば、ちょっと余り修正修正というのは、今の時期にはふさわしくないかも知れませんが、今のようなご趣旨だと、何か一言書

いた方がいいかなという感じもします。

久住幹事 それと、もう一つ大きなところでは、この「文の京」の明日をつくる区民憲章の「文の京」の中に、「時代の大きな変化に対応しつつ、可能性に富んだこの地を新たな成熟の段階へさらに発展していく都市自治の姿を「文の京」と呼ぶ」。そういう形で「文の京」の定義を使っている部分もありますので、そういったものも含めて可能性に富んだというのを幅広くとらえて使ったというふうに認識しています。

佐藤委員 幅広くという意味で了解致します。

森田会長 内容的に何の可能性かというのは議論しておりませんし、難しいところだと思います。

ただ、文章表現とカリズム感の話だけだと、さらなる発展の可能性に富んだでも十分次につながると思いますし、単に抜き出しで可能性というふうに出ているのが非常に違和感を覚えられるとすれば、さまざまな可能性でもあり得るかなという気もいたしますけど、そういう趣旨の文章の修辞の問題であれば、若干手直しというのは可能かと思いますが。

佐藤委員 ここは一任を致します。

森田会長 ほかにいかがでございましょうか。

時間も大分たちましたし、これも12回にわたってですけども随分議論して、皆さんに起草していただいたものをいろいろと手を加え進めてまいりまして、もちろんそれぞれの委員の方のご意見はおありになると思いますし、それが十分に反映されていないというところもあろうかと思いますが、それなりに議論をした結果まとまってきたところでございますので、特に、特段この部分をどうしたらというご意見があれば発言いただきたいと思います。

名方委員 これは質問なんですけど、先ほど第6章の執行機関の責務の6-1のところ、区長、区長の補助機関及び行政委員会等ということで、先ほどのご説明では助役とか教育委員会とかというふうなお話だったんですが、行政委員会等というのは、もう少し具体的にはどういうところを指すんですか。ちょっとお聞かせいただければと。

久住幹事 選挙管理委員会ですとか、そういった部分も含めて区にかかわるもの、いわゆる一般的な区民の方がイメージするのは区という形になると全部含めてということになると思うんですが、地方自治法上の規定等を厳密に考えると、やはりこういった行政委員会、要するに選挙管理委員会ですとかそういったものについても必要になってくるのかなというふうに思っております。あと、今ちょっと斎藤先生がおっしゃっていたような監査委員とか、そういったものも含めて、やはりこの基地基本条例、区民憲章が、みんなでかかわるものだということになるとこういった部分の行政委員会等という形になるのかなというふうな議論がありました。

名方委員 ということは行政委員会等と言えば、もう区の方はどことどこと明確に定義されているということがあればいいと思うんです。

森田会長 そのところは斎藤さんちょっとご説明をお願いします。

斎藤副会長 それは地方自治法上、執行機関というのはどういうものであるというので定義づけがなされていて、一般の区民の方は執行機関という言葉からは区長なり区長の下にピラミッド型につながっている組織だけをイメージされるのかもしれませんが、教育委員会であるとか、場合によっては監査委員とかという、そういう人も執行機関に当たるので、そういうものが含まれる、そういう人々、あるいは組織も含まれるという意味で挙げたということになります。

山田委員 区議会なんですけれども、4ページ、5 - 2 - 1区議会議員の責務で、最初に書いてあるのが区民、いろいろと区民との対話とか、区民にお知らせしますとかというふうなことが書いてありますが、議員の責務でトップなのは、二つ目の白丸じゃないかなという気がするんです。つまりちゃんと代表として審議を進めるということがトップで、なおそれについてちゃんと区民とコミュニケーションを図りますということで、あと6 - 2をちょっと見ていただきたいんですが、区長の責務のトップは、区民の信託に応え、文京区の代表者としてこうしますと書いてあるフレーズが、ちょうど区議会の議員さんのところが二つに分かれているので、例えば区議会議員は、やはり住民からの、これは区民でもいいんですけど、こちら、は住民でこちらは区民になっていますから、区民でもいいんですが、信託に応え、住民のあるいは区民の代表者としての立場から審議を進めます、が1つ目の白丸で、2番目の白丸がこの広く区民と対話するなどというこの部分が二つの白丸になるという感じがするんですけど。

森田会長 入れかえるということですね。

山田委員 入れかえて今のような説明。

森田会長 最初是对住民との関係で議員の責務ということで、住民の代表というのを受けて、議員の立場として審議をするという趣旨かなというふうに私は理解していたんですが。

山田委員 同じようなポジションで、そういう感じでそういうふうな説明をしても全く同じように認められるというか、区長の方、トップに、両方を足したような形にはなっていますけれども、区民の信託に応え、文京区の代表者としてと書いてありますから、区議会議員の責務のトップに、区議会議員というのは区民の信託に応え、区民全体の代表者でもいいですし、そこら辺は、それで何をやるかという、審議をちゃんと、適切な審議を進めますということなのかなと。

森田会長 代表者であることを重視するかどうかということですけど、これは論理的にこの順番でなければならないということはあるですか。

斎藤副会長 それはないと思います。

森田会長 要するに区長のところの並びと平仄を合わせるということかなと思いますけど、ただこれは区長の方の最初のところも公正かつ誠実に区政の執行に当たりますというのは、代表者としての立場に立ち、審議を進めますと同じようなこととも両方あるわけでして、どちらが先かというのは必ずしも言えないかなという気がしますけども。

今の点は、区長の責務の一番最初のところは、「代表者として、公正かつ誠実に区政の執行にあたります」というのが一番最初に出ているわけですし、その部分をおっしゃっているということですね。信託に応えて……。

山田委員 区議会議員になるということは何かということ、信託に応えてというフレーズかなと。

森田会長 信託に応えるというのは区議会議員の方も一番初め、最初に出ているんですけども。特に論理的にこれではなければならないということもないかと思うんですが。

この点は条例を審議される区議会にゆだねるという方法もあり得るかと思えますし。入れかえた方がよろしゅうございますか。

藤原委員 別に入れかえても構わないとは思いますが、私の考えでは、要するに広く区民と対話したり、選挙が終わった後も、自分の考えを常に区民に知らせるということによって、支持者だけではなく、全体の代表者としての自覚を持ってほしいという意味を込めてこの順番にしました。でも別に入れかえていただいても構いません。

山田委員 区長は誠実に区政を執行するよというのがあって、その後区民に対して報告しますというそういう順番になっていますけど、こういう首長さんと議会の議員さんは、やっぱり順番は逆の方がいいんでしょうか。

森田会長 ただ、両方とも最初に信託に応えというのが出ているわけですし、特にご反対がなければ入れかえるということ。

いかがいたしましょうか。やはり入れかえた方がよろしゅうございますか。特にご反対がなければそういうご意見がございましたので、入れかえるということでもよろしいでしょうか。

宮下委員 単純に順番を入れかえるだけ。多分山田委員の趣旨といたしますのは、区長との表現と、表現を合わせた方がいいという趣旨なんだと思うんです。そうしますと、「住民からの信託に応え、住民全体の代表者としての立場に立ち審議を進めます」というのを最初に持ってきて、2番目に「区議会議員は、広く区民と対話する等、自らの考えや活動を区民に知らせます」というのを2番目にという趣旨でしょう。

そうすれば、区長と同じ並びになるんじゃないかというご意見ですね。

森田会長 ではそういう形で、その方が平仄を合わせるという意味でその方がよろしゅうございますでしょうか。じゃあ、そうさせていただきます。

なおこれはちょっと住民というのは特に意味があるわけではなければ、区民にした方がいいのではないのでしょうか。

宮下委員 これは定義との関係があるので、少し文章を考えた方がいいかと思うんです。区民の定義は広く住む人、働く人、学ぶ人になっていますから、区民の中に選挙権のない人もいますね。だから単純に区民をここに置いていいかどうかちょっと検討しなきゃいけないだろうと思います。

藤原委員 それもちょっとわからないんですけど、これは区民と住民とわざと分けたんですけど。

宮下委員 だから住民にしたということです。

山田委員 ただ信託を与えるというのは、選挙を通してということを使うならば、信託を与えているのは住民かもしれませんが。

それとあと、大したことはないですけど、5 - 1 - 1の区議会の責務のところは「直接選挙により」とここだけ直接選挙と書いてあるんですけど、首長さんの方は書いていないんですけど、何かここに意図があれば。

斎藤副会長 4ページ、5 - 1 - 1の「直接選挙により」のところですね。

山田委員 この表現はとにかく統一というのは事務局にお任せを。

森田会長 わかりました。先ほど菅沼さんの一番最初の指摘も含めて、もう少し用語の調整をする必要があるかと思います。

いずれにしても、有権者としての区民と、それ以外の広い意味でのここでの区民というのは少し明確にした方がいいという趣旨かと思います。

大分時間も押してまいりましたが、ほかにいかがでしょうか。

名方委員 関連して、第7章に、「区民等」という表現がずっとあるんです。7 - 1 - 3も区民等の情報公開、それからずっと来て3節の意思表示パブリックコメントのところも区民等の意見表明、区民と区民等というのは、先ほどの定義で言えば区民でよろしいのかなと思ったんですけど。区民等というのは何を意味されているのか。

森田会長 最初の定義が区民等というのが、1ページにあります。

斎藤副会長 区民だけですと、人ですね。住む人、働く人、学ぶ人に限定されてしまいますので、地域活動団体や非営利活動団体、事業者を含む場合には区民等ということになる。

名方委員 もう一つついでに、パブリックコメントで区民等の意見表明ということなんですが、これは皆さんにお聞きしたいんですけど、これでパブリックコメントとしては適切な表現であるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

森田会長 前回ご意見が出ましたのは、内容に対してパブリックコメントという表題が不適合だという話でこういう形で修正したというふうに記憶しておりますが。

名方委員 英語だからわかりにくいという議論だと思うんですけど、そのパブリックコメントということ自体は、その趣旨を、区民等の意見表明という形だけでいいのかというのがちょっと知りたかったんです。

森田会長 これは特に1の方ですけども、意見表明というのは積極的な、別にパブリックコメントをかけなくても積極的な意見表明も入っているのではないかというのがこの趣旨であるから、それをパブリックコメントと言う、通常行政の側が出して、それに対して反応をもらう

というだけでは限定しすぎじゃないかという、そういうご趣旨で、それで意見表明ということにしたかと思います。

名方委員 わかりました。

森田会長 だから、むしろこの下の丸の方が本来の意味でのパブリックコメントに該当するだろうと思うし、それを全体のタイトルにするのはいかがなものかということだったと思いますが。

名方委員 なるほど、はい。

佐藤委員 用語についてもう一つ、「参加」と「参画」が違うというのは、区報を読んでも、厳密に使い分けているのかなと思われるところがありますが、今回、定義の中でも参画というものについては書いてはいないんですが、もう一度参加と参画の違いというのを確認しておきたい。文章の中でも二つ出てきますので、確認の意味でお願いします。

久住幹事 前の研究会のときに参加と言った場合については、単純に行政へ意見を表明するだけというような形が中心であろう。参画と言った場合については、ゼロベースからさまざまな計画、立案、実施にかかわっていくというような形のイメージが強いのではないか。そういう形で整理をしたんですが、なかなか全体的に、参加と参画についてはコンセンサスを得ているということではないと思いますので、区民会議の前の研究会の中ではそういった議論をしてきたところで整理をしているところです。

佐藤委員 今回もそれを踏襲しているという理解でよろしいわけですね。

斎藤副会長 参加の方は比喩的に言えば、広く薄い参加のあり方ですよ。それに対して参画というのは、それこそ協働・協治で区役所と団体が協働の立場になって、今久住さんの説明にありましたように、もともとの原案の作成の段階からかかわっていくようなものを参画というふうに一応は切り分けていました。研究会の中では、そして、この区民会議においては、協働・協治の社会あり方というのをベースに条例成立に向けているわけですから、当然ながら参画の方を中心に考えています。

ただそこを、参加がどこか残っている、あるいは使い方がおかしいというところがあればそれを再度微修正なり、それをする必要があるところはあるのかもしれません。

佐藤委員 参加というのは恐らくさっきの議会のところだけにしか出てこないと思います。あとは参画で統一をしているということですね。

わかりました。

森田会長 そこも少しもう一度チェックをして確認させていただきます。

ほかにいかがでございましょうか。

松本委員 今のことですが、定義のところ最後に、協働・協治ですか、これは2ページですが、ありますので、最後に参画というのも入れていただいた方がよりわかりやすい。区民参画って、私たちはもう使い古しちゃっているんで今さらというのはあるんですが、ここに加えること

で、よりわかりやすく、なお今回の協働・協治には、非常にこの参画ということは重要な言葉になるかと思しますので、入れてもいいのじゃないかなと思います。

森田会長 今の確認ですけど、基本原則の2 - 2 - 1が参画と協力なんですけど、それより前にもう一つ入れるということですか。定義として。

松本委員 定義のところの協働・協治の後ですね。社会資源が消されていますけど、こちらの方に入っていますのでという、下です。

森田会長 それも内容にかかわる重大なご提案でございますけど。

斎藤副会長 恐らく、これは参画をこの一般条例の段階で厳密に定義してしまうと、それはなかなか合意を得るのが難しいというのが一つあると思います。

それから、具体的にはいろいろな形での協働・協治のあり方の個別の条例なり、もっともそれが極端な場合には、住民投票なんていうのも一般的な制度としてはこの条例ではあり得るべしというので規定しているんですが、それを具体的に決める段階で、その場での、ここでの参画というのはどういうことだというのがむしろやりやすいんだらうというので恐らく、それで落としたということではないんじゃないですか。

先ほどの参加から参画へということについてはこの空色の分だと88ページですね。より深い参加を参画として考えているということ。もちろんこれに全く則ったというわけではありませんが、参加から参画へということはこちらに示して、一つの考え方は示されています。あと社会資源についてはなくしちゃったわけではなくて、協働・協治の中に取り込んだんですね。

森田会長 もう大分残り時間も迫ってまいりましたけれども。

山田委員 最後なんで細かい話ということで勘弁していただければと思うんですが、7 - 1 - 1で、区政に関する情報の公開で、最初の方は、区民等の行政情報を知る権利ということで、ここだけ行政情報と書いてあるんですが、後段の方では、あるいはこのタイトルでは区政に関する情報と書いてあるんですが、ここで言う行政情報と、この文末あるいは表題であります区政に関する情報というのは何か違うんでしょうか。

森田会長 私の解釈からしますと、行政情報については知る権利を保障するという以上、行政情報が何かによりますけど、これはもう権利として保障しなければいけないわけですけども、それ以外に広く区政にかかわる情報については積極的に公開する可能性があるよと。その意味で言いますと、ちょっと情報の範囲が違っている、逆に言いますと、行政情報を除く区政に関する情報については、どこまで権利を保障するかという議論があり得るかなと、そういうふうに読めるんじゃないかなと思いますけれども。

山田委員 一応もう基本的には行政よりも広い概念として区政というのはあるというのは、もう周知の事実だという、概念定義としては。

森田会長 周知の事実かどうかは、議論の分かれるところではないでしょうか。

山田委員 わかりました。

それともう一点、これも細かくて申しわけない。7 - 2 - 2ですけれども、本当にこの場合に、区政に関する公共的な提案と書いてあるんですが、区政イコールもう公共的なのかなと思うんですが、あえてここで公共的なというのは何か。これも区政という概念と公共的というのは。

森田会長 ある意味でこれもくどいかもしれませんが、先ほどのNPOのところの定義の公共性と同じであって、区政を超えた公共性もあり得るのではないかということでしょう。

山田委員 なるほど。

逆に区政に関していけばもうそれで公共的に入れなくてもいいのかなというのはいかがですか。

山田委員 区への提案制度というタイトルなんで、これはもう区政に対しての提案でそのままです。あえて公共的に入れた何か縛っているというか、絞っている意図はあるのかどうか。

松本委員 これは公共的というのをに入れていただいた方がよろしいと思います。余り個人的な提案になる可能性もなきにしもあらずというふうに思うので。やっぱり公共的であるべきだと思います。

斎藤副会長 それに関しまして、全く私的な提案とか、全く私的な利害関係だけに基づく提案というのは、これは排除し得るのではないかということを含めているんじゃないかと思いますが。

森田会長 よろしいでしょうか。

山田委員 わかりました。そういう解釈だということ。

森田会長 もう予定した時間が来ましたので、どうしても必要なご提案にだんだん限定させていただきたいと思っておりますけれども。

山田委員 すみません。あと一個だけ確認を。これで全然問題ないんですが、こちらの方の最終報告の基本的考え方の記述なんですけれども、18ページ区長の責務、6 - 2。基本的考え方の1つ目で、区長が云々かんぬんで、「実現すべき目標、具体的な数値を期限つきで明らかにすることなどを明記しました」と書いてあるんですが、本文にはそういうふうに明記していないんですが。本文は結構丸くしましたよね、最終的には。

森田会長 明記したというのは明らかに違うようですね。

山田委員 ただ、メッセージとしてはこれは残しておきたいので、こういうことを意図していますというふうにはしておいてほしいんですけれども。

森田会長 「などの意見もありました」にしましょうか。

山田委員 「などの意見」で結構です。

それからその下も明記しましたと書いてあるんですが、これは、報告というのはいいいのかなという感じはします。ありがたい話ではあるんですけど。

森田会長 これは書いてありますね。2つ目の丸で書いてありますね。

それではよろしゅうございますでしょうか。

いろいろとご意見をいただきまして、まだ、もう少し考えなければいけないところもあるかと思ひますし、もう一度できればご確認いただき、問題点等につきまして事務局の方にお知らせいただければと思ひますし、きょうご意見が出たところで固まっていない部分につきましては、会長、副会長、事務局の方で文章を整理させていただきたいと思ひます。これにつきましては、事前に事務局の方で配付をしていただきまして、できればメール、その他ファクス、その他の方法で事前にご意見があればお寄せいただきたいというふうに思っております。

実はこの後のスケジュールについて、次にお諮りしなければならないわけでございますけれども、最後の次第4の進め方の話になります。

そちらに入ってよろしゅうございますでしょうか。

事務局の提案といたしましては、いろいろと条例案の作成であるとか、それ以後のスケジュールも考えまして、できれば9月の初めか8月の終わりに区長の方にこれを提出したいというふうに考えているところでございます。これは諸般の事情から、なかなかスケジュールを動かしがたいというところがございます。その前に、今ご提案いただいたところの問題について最終的に原案をつくって、それについてご確認をいただきたいというふうに思っておりますけれども、実はちょっと私の個人的な事情もございまして、どうしてもそれまでに会議を開く日程がとれない状態でございます。これは事務局との打ち合わせなしでお諮りするところでございまして、事前にご意見を出していただくということで、そしてそれに対して重要な修正を加えるとか、やはり皆さんにお諮りしなければならないところにつきましては、これまた文書でお諮りをいたしまして、そして最終的に区長にお渡しする前に少し時間をとっていただき、そこで確認をするという形にさせていただければと思っております。それでどうしてもご都合が悪いと、やはりもう一度出てきたものについて信用できないのでしっかり議論したいということでありまして、やはり少しスケジュールの方も変更するか、斎藤先生のご都合がよければ、ちょっと私の時間がとれそうもないんですけれども、斎藤副会長に一任をして、そのところをまとめていただくということもあり得るかと思ひますが、ただかなり最後の段階ですので、私としてはそれでは責任を全うできないような気がしてございまして、少し苦慮しているところでございまして、いかがいたしましょうか。

菅沼委員 先ほど会長、副会長、事務局にお任せするということで皆さんオーケーしたわけですからそれでよろしいんじゃないでしょうか。

森田会長 よろしいでしょうか。それを確認させていただければそうさせていただきます。

あとはこちらの判断でご意見を伺う必要がどうしても出た部分につきましては、できれば文書でさせていただきたいと思っております。最終的に区長にお渡しする前に最後の確認を皆さんのいらっしゃるところでさせていただければと思っております。それでよろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございます。

そうしますと、次の日程でございますが、ちょっと先ほど事務局の方と調整した結果ですが、それをちょっと事務局の方からご説明をお願いします。

久住幹事 8月中ということで区長の日程等もありますので、31日はいかがかなということでお諮りをさせていただければというふうに思うんですが。区民会議が設置されて1年3カ月、4カ月近くになるわけですけれども、皆様方と縁があってこういう形で議論をして、ようやくこういう形でまとまりましたので、その後引き続きぜひ懇親会をやっていきたいというふうにも思っています。6時ぐらいからそういった会議を持ちまして、最終報告の確認とセレモニーという形で31日にできればありがたいなというふうに考えている次第です。

森田会長 よろしゅうございますでしょうか。

では31日ということで、また詳しいことは事務局の方からご連絡いただきます。

それでは、今ご確認いただきましたように、本日いただいたご意見を受けて最終的な修文につきましては私と斎藤先生と事務局の方で検討させていただきたいと思っております。

では、日程の方もそれでよろしいということですが、それで一応本日こちらの方で用意いたしました議題につきましては終わったわけでございます。この区民会議も実質的な審議は、そういう意味ではきょうが最後になるかと思えます。もう一度お会いする機会がございますけれども、ここで何かご発言はございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、長い間ありがとうございました。最終的にまとめさせていただきましてご確認をいただければと思っております。

では、きょうはありがとうございました。

「閉 会」(20:40)